令和5年11月

城南衛生管理組合議会 廃棄物(ごみ・し尿)処理常任委員会

会 議 記 録

令和5年11月城南衛生管理組合議会廃棄物 (ごみ・し尿) 処理常任委員会

開催日時 令和5年11月20日(月)午前10時 開催場所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員(11人)

奥田俊夫 委員長 中智之 田 副委員長 中 村 正公 委 員 福 田 佐世子 委 員 宇佐美 まり 委 員 語 堂 辰 文 委 員 辻 徹 委 員 吉 道 夫 委 員 稲 谷 陽 平 角 委 員 徳 永 未 来 委 員 中 村 麻伊子 委 員

説明のため出席した者

野 村 賢 治 専任副管理者 山本 晃 事業部長 治 栗 山 淳 彦 施設部長 池 田 道 治 安全推進室長 杉 崎 雅 俊 事業部理事 啓 Ш 島 修 施設部理事 史 施設部次長 池 本 篤 橋 本 哲 批 総務課長 Щ 田 貴 士 業務課長 戸 辰 也 Ш 施設課長 長 野 満佐志 クリーンパーク折居所長 馬 渕 武志 グリーンヒル三郷山所長 西 村 宗 己 事業部理事付主幹 田 真里子 業務課主幹 袁

曽 束 和 司クリーン21長谷山副所長白 井 祥 吾クリーン21長谷山主幹

施設課主幹

角 田 賢 祐 グリーンヒル三郷山主幹

事務局

親 見 善 人 議会事務局長

宏

清

水信

議題

- 1 クリーンパーク折居基準値超過土壌の取扱いについて
- 2 クリーン21長谷山における人身事故について
- 3 グリーンヒル三郷山の過剰浸出水処理対策工事及び奥山埋立処分地廃止の検討状況について
- 4 事業系一般廃棄物について
- 5 新事務所棟建設工事の進捗状況等について
- 6 し尿処理手数料の改定について

午前9時51分開会

○奥田俊夫委員長 おはようございます。定刻より少し早いんですが、皆さんおそろいの ため始めたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、始めたいと思います。

本日は、廃棄物(ごみ・し尿)処理常任委員会を招集いたしましたところ、委員各位におかれましては、何かとお忙しい中、ご参集をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

会議前の連絡事項についてご報告をいたします。

ただ今の出席委員数は11名全員であります。既に定足数に達していますので、委員会は成立をいたしました。

ただ今から廃棄物 (ごみ・し尿) 処理常任委員会を開会いたします。

初めに、理事者からの挨拶の申入れがございますので、お受けいたします。 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 おはようございます。

本日、廃棄物(ごみ・し尿)処理常任委員会が開催されましたところ、委員各位にお かれましては、大変お忙しい中、ご参集をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

皆様方には、日頃から当組合の業務運営に対しましてご理解とご指導をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日ご報告をいたしたく存じておりますのは、「クリーンパーク折居基準値超過土壌の取扱いについて」「クリーン21長谷山における人身事故について」「グリーンヒル三郷山の過剰浸出水処理対策工事及び奥山埋立処分地廃止の検討状況について」「事業系一般廃棄物について」「新事務所棟建設工事の進捗状況等について」「し尿処理手数料の改定について」の6点でございます。

委員会資料に沿いまして、それぞれ担当からご報告をさせていただきますので、委員 各位のご指導、ご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○奥田俊夫委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

なお、当局側の説明、質疑応答につきましては、着席にてお願いいたします。

それでは、1点目の「クリーンパーク折居基準値超過土壌の取扱いについて」の説明を求めます。

長野クリーンパーク折居所長。

○長野満佐志クリーンパーク折居所長 それでは、資料に基づき、「クリーンパーク折居 基準値超過土壌の取扱いについて」をご説明させていただきます。

まず初めに、1、経緯の(1)ですが、昨年9月にクリーンパーク折居において六価 クロム化合物の下水放流基準値が超過したことに伴い、下水道埋設配管からの漏えい を確認するため、山城北保健所の指導のもと土壌調査を実施しました。

調査のための土壌サンプリングは、令和 5 年 1 月 1 0 日から 1 1 日に行っています。次に、(2)、1 1 か所調査した結果、1 か所、六価クロム化合物の基準値超過が確認されました。令和 5 年 1 月 2 4 日に調査結果が出まして、六価クロム化合物溶出量について、基準値 0. 0 5 mg/0 に対して 0. 1 4 mg/0 という結果になりました。ただし、その後、下水道埋設配管からの漏えいの有無を確認しましたが、漏えいはありませんでした。

基準値を超過した土壌を含む全ての調査結果を下の表に取りまとめていますが、こちらの表と、もう1枚の資料、A4横長で右上に別紙と記載されている資料を見比べていただけますでしょうか。

今回土壌調査した箇所、別紙の資料に記載の①から⑪については、クリーンパーク折居の排水経路に沿っています。ちょうど①の調査地点がクリーンパーク折居の排水処理設備室に最も近い調査地点になります。

調査結果ですが、土壌溶出量については、⑦の地点で $0.015 \, \text{mg}/\ell$ 、 $0.015 \, \text{mg}/\ell$ 0、そのほかは全 $0.005 \, \text{mg}/\ell$ 、大壌含有量については、全ての地点において $0.005 \, \text{mg}/\ell$ 、 $0.005 \, \text{mg}/\ell$ 、 $0.005 \, \text{mg}/\ell$

ちなみに、基準値超過が判明した箇所は、別紙の⑪のところ、少し太めの赤い線で囲われた部分になりまして、ちょうどクリーンパーク折居の搬入道路を上っていった先の敷地内入り口の門の一部をまたぐような範囲となります。

次に、最初の資料の1ページに戻っていただきまして、(3)、学識経験者、これは当組合の技術助言者である京都大学の高岡教授でありますが、高岡教授に基準値超過の要因について相談したところ、推測される要因は、過去に行われた何らかの工事によるとのことでした。

工事の関係で六価クロム化合物が検出されるのは、セメントを原料とした建築資材の使用によるものでありまして、具体的には土壌改良材やコンクリートが該当します。旧折居清掃工場の整備に当たり、造成工事を行った際のものではないかと考えています。なお、この造成工事は、昭和56年9月から昭和57年の1月にかけて行われており、国の方で土壌環境基準が定められた平成3年よりも前の工事になります。

次に、(4) 令和5年5月18日に、山城北保健所に土壌汚染対策法第14条に基づき申請を行いました。

次に、(5) 山城北保健所は、要措置区域指定の判断のため調査を実施しました。

要措置区域というのは、次の2ページの下の方、用語の説明の※3のところをご覧ください。

土壌調査の結果、土壌溶出量基準または土壌含有量基準に適合せず、特定有害物質の摂取経路がある(健康被害が生じるおそれがある)区域が要措置区域でありまして、この場合、土壌の除去が必要となります。

1ページに戻っていただきまして、(5)の括弧書きのところですが、調査の結果、要措置区域ではないとの判断になりましたが、これは、半径500m以内に飲料用の井戸がないということが確認されたためです。

次に、(6) 令和5年8月18日付で、山城北保健所は、土壌汚染対策法第11条の

規定に基づく形質変更時要届出区域の指定を行いました。また、同日付で京都府公報に 掲載されました。

この形質変更時要届出区域というのは、次の2ページの用語の説明の※4のところをご覧ください。

土壌調査の結果、土壌溶出量基準または土壌含有量基準に適合していないものの、特定有害物質の摂取経路がない(健康被害が生じるおそれがない)区域が形質変更時要届出区域であります。

次に、このページの一番上、2、今後についてですが、(1) 形質変更時要届出区域として指定された箇所については、現状のまま存置させることとします。これは、先ほどご説明させていただいたとおり、現状において、周辺にお住まいの方に健康被害が生じるおそれがないためであります。

次に、(2) 形質変更時要届出区域の指定の解除の時期についてですが、これは、将来大規模な工事を行うなど、やむを得ず指定箇所を掘削する必要がある場合、これに合わせて基準値超過土壌を撤去し、指定解除に導くこととします。

説明は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○奥田俊夫委員長 以上で説明が終わりました。質問はございませんか。 中村委員。
- ○中村麻伊子委員 よろしくお願いいたします。

山城北保健所の要措置区域指定の判断のための調査というご説明がありました。ただ、半径500m以内に飲料用として利用する方がいないから、ここは要措置区域ではないという判断であったというご説明でしたけれども。このポイントの⑪というのは一番端で、もうちょっとポイントを増やせばもっと大きい地域になったりとかするんじゃないかなと素人考えでは思うんですけど、このときの保健所の調査は、そういうほかのサンプリング調査をせずに、飲料水の範囲だけで決められたということでよかったんですか。

- ○奥田俊夫委員長 長野折居所長。
- ○長野満佐志クリーンパーク折居所長 この調査の内容といいますか、もともとこのクリーンパーク折居の運営に関して土壌調査をしなさいという話ではなくてですね。新事務所棟の建設に当たって、土地を掘削したり盛土とかする面積が3,000㎡以上になるということで、土壌調査をしなさいというのがまずありまして、そのときに、ついでと言ってはあれなんですけれども、昨年度クリーンパーク折居で下水放流基準値超過というのがありましたので、その排水経路に沿って、その範囲において調査してくださいという話がありましたので、この範囲になっています。ですから、おっしゃるように、そのほかの範囲もというところもあるのかもしれませんが、いわゆるこの範囲というのは、新事務所棟の整備に当たって掘削が必要な箇所というところでこの範囲指定がされています。

- ○奥田俊夫委員長 中村委員。
- ○中村麻伊子委員 先ほどこの原因が、当初の造成工事が原因ではないかなということで判断されたということであれば、最初の目的は、その土壌調査が、その新庁舎ですか、建て替えるためのものだったとしても、それがもしほかの工事だと、原因が管の漏えいとかではなければ、もうちょっと広く調査したほうがいいのかなとも思うんですけれども、そういったものでもないんですか。
- ○奥田俊夫委員長 長野クリーンパーク折居所長。
- ○長野満佐志クリーンパーク折居所長 保健所の指導のもと調査している中で、この範囲を除く場所を調査してくださいという話はまずなかったということと、将来的に大きな整備をするとき、例えばクリーンパーク折居を更新するときとかになってくると、基本、搬入道路も含めて掘削するということになるとは思うんですが、そのときに、過去の下水の放流基準値超過であるとか、そういったことを勘案して、この範囲を調査しなさいというのが出るのではないかと思っておりますが、現時点においてこの範囲以外のところまで調査しなさいという話にはなっていません。
- **○奥田俊夫委員長** 中村委員。
- ○中村麻伊子委員 分かりました。そこまでしなくても安心だと、被害を被ることはないというような認識でよかったんですね。分かりました。ありがとうございます。 以上です。
- ○奥田俊夫委員長 ほかに質問はございませんか。
 語堂委員。
- ○語堂辰文委員 1点だけお聞きします。2ページの要措置区域の注書きがございますが、矢印で「除去が必要」と書いてあります。現在は除去されないということでございますけれども、除去される場合にはどちらに搬送されるのか、それだけお願いします。
- ○**奥田俊夫委員長** 長野クリーンパーク折居所長。
- ○長野満佐志クリーンパーク折居所長 除去する場合は汚染されている土壌を撤去する 話になりますので、産廃処分という形になります。
- ○奥田俊夫委員長 語堂委員。
- ○語堂辰文委員 近場でしたらどこになるんでしょうか。

- ○奥田俊夫委員長 野村専任副管理者。
- ○野村賢治専任副管理者 汚染土壌の処理の、一般論になりますけれども、一般論といいますと、実はこの中継施設を造るときに、ここも一部汚染された土壌がありまして、それで、途中で追加の予算をお願いしたんですけれども、汚染された土壌をそのままどこかへ持っていって置いておくというのも具合が悪いですので、それを一旦きれいにする。土を焼いたりしてきれいにしたりして、それを一般廃棄物や産業廃棄物を処理するという大体流れになると聞いております。ですから、土を無害化といいますか、有害物を撤去して、その土を産業廃棄物としてどこかに埋めると。それを埋めるところはもう業者さんにお任せして埋めると。そんな格好になろうかと思っています。
- ○奥田俊夫委員長 語堂委員。
- ○語堂辰文委員 この沢のところでもそういうのが出たということで、以前に処分されたということでございますけれども、最終処分地、また、今すぐでなくても結構ですけど、業者に一任ということでお話ございましたけれども、どこになるのかは後で教えていただけたらと思います。

終わります。

- ○奥田俊夫委員長 野村専任副管理者。
- ○野村賢治専任副管理者 この沢の場合は撤去の必要がないという判断でございますので、今このまま沢に置いておくということになります。もし要措置区域と指定されたならば撤去しなければならないということで、どこかの業者さんにお願いするということになりますけども、今回は撤去せずに、そのまま存置、置いておくということになります。
- 〇奥田俊夫委員長 語堂委員。
- ○語堂辰文委員 確認でございますが、この今提起されていますのは折居のところでございますので、これについて、仮定でございますけれども除去が必要ということで、処分場はどこになるのかお聞きしたんですけども、また分かりましたらお願いいたします。よろしくお願いします。
- 〇奥田俊夫委員長 栗山施設部長。
- ○栗山淳彦施設部長 実績としてこちらの方、中継施設の場合、産廃処理ということで適切に処理させていただいていますので、またその実績等についてはお示しすることはできますので、お知らせさせていただきたいと思います。

- ○語堂辰文委員 よろしくお願いします。
- ○**奥田俊夫委員長** ほかに質問はございませんか。 徳永委員。
- ○徳永未来委員 今回、六価クロム化合物の流出ということなんですけれども、これ以外 にも調査の方をされていると思うんですけれども、土壌汚染の危険があるものという ことで調べていらっしゃるんでしょうか。
- ○奥田俊夫委員長 長野クリーパーク折居所長。
- ○長野満佐志クリーンパーク折居所長 新事務所棟の整備に当たって、土壌調査の方を 六価クロム以外にも何項目かやっています。それは以前にありました折居清掃工場で どのような薬剤が使われていたとか、そういったことを勘案して決められて調査の方 を実施していまして、調査の結果としては問題なかったものでございます。
- 〇奥田俊夫委員長 杉崎事業部理事。
- ○杉崎雅俊事業部理事 今、長野の方から説明ありましたように、過去、工場を運営する中でどういう薬品とか処理薬剤を使われていたという過去の使用履歴を調査しまして、それに基づきまして5項目調査をいたしております。内容につきましては、ベンゼンなりヒ素、セレン、フッ素、ホウ素、それぞれの化合物が含まれていたかどうかということを調査いたしまして、結果的には含有物質はなかったという調査結果になっております。よろしくお願いします。

すいません、それと、箇所なんですけど、ベンゼンは9か所、ヒ素、セレン、フッ素につきましては11か所、ホウ素につきましては18か所というところになっております。

- ○奥田俊夫委員長 徳永委員。
- ○徳永未来委員 ありがとうございます。今、ちょっとフッ素化合物の件とかPFASの件とか、かなり世間でも言われていますし、しっかり調査の方をしていただきたいなと思います。特に、ここ、地下水に、人が摂取するところには関係ないとは書いてありますけれども、どこにしみ出ていくかというのは、地下水、分からないところもありますので、しっかり調査の方をしていただきたいなと思います。以上です。
- ○奥田俊夫委員長 ほかに質問はございませんか。 角谷委員。

○角谷陽平委員 よろしくお願いします。

もう1点確認なんですけど、私も今回初めてこちらの議会の方を務めさせていただいていますので確認なんですけどもね。昨年のクリーンパーク折居で一定働いている方のミスというか、汚染された水が出たということで報道等、また、この委員会の中でも報告あったかなと思うんですけれども。そのご報告をね。こういうことがあった時点でご報告いただく時期について一定質疑があったかなと、去年の議事録の方を拝見させてもらうとあったんですけど、今回の件というのは、これ、ごめんなさい。僕も記憶がなくて申し訳ないですけど、今回の件というのは、前回の総務の委員会以前に議員に報告されたりとかということはあったんでしたっけ。

- ○奥田俊夫委員長 栗山施設部長。
- ○栗山淳彦施設部長 この土壌の取扱いについては、今回この委員会の方でご報告させていただいた次第です。
- ○奥田俊夫委員長 角谷委員。
- ○角谷陽平委員 ありがとうございます。前回のその水のときと言うとあれですけど、水のときは、それもこの時点で報告できなかったんですかとか、原因が一定分かってからの報告になったんですということやったんですけど、大分前の話な気がするんですね。土壌汚染であって、そこから水がしみ出しているわけじゃないので、そこから広がるおそれがないということでご判断いただいたのかもしれませんが、それは私の想像ですので。ちょっとその報告の基準というところですね。水と土でどういう差を設けて議員に報告したりされなかったりとかされているのかなというのをちょっと確認させてもらってもよろしいですか。
- ○奥田俊夫委員長 栗山施設部長。
- ○栗山淳彦施設部長 報告につきましては、まずもって、住民さんの方に健康の被害があるとかおそれがあるとか、住民さんの方々にご心配をかける案件については速やかにというところは基本的に持ってございます。そういう中で、事案において、場合によっては議会のみにとどまることもありますし、報道関係も含めて報告させていただくときもありますし、様々その事案において報告をさせていただいているというところでございます。
- ○奥田俊夫委員長 角谷委員。
- ○角谷陽平委員 今回、報告するしないということに関して、それこそ議長とかとご相談をされたということはあるんですかね。

- ○奥田俊夫委員長 栗山施設部長。
- ○栗山淳彦施設部長 今回、この常任委員会に対してのところについては、こちら、執行 部の方でご報告する案件やということで、今回報告をさせていただいている次第です。
- **○奥田俊夫委員長** 角谷委員。
- ○角谷陽平委員 ありがとうございます。私も、申し訳ない、素人ですのでね。それこそ一般市民の代表として、やっぱり水では不安やけども土壌汚染は別に大丈夫というのは、ちょっと一般市民的にはよく分からん基準なわけです。土のその上に水とか雨が降ってきて、それこそ流れ出さへんのかなということを思ったりするわけですよね。なので、ちょっとどういう基準で委員会より前に議員に対して報告するかとか報道発表されるかというのは、今、総合的に勘案されてということなわけですけれども、報告するしないということに関して、やっぱり一定、委員長であったり議長とかと相談をして決める必要性というのはあるのかなと思うわけです。

というのが、正直、私、今お聞きしていて明確に土やから大丈夫というのはやっぱりちょっとよく分からない。ごめんなさい。そちらでは何か理屈をお持ちなのかもしれませんけれども、この前の水だって総合的に勘案して別に健康被害がなかったわけですから、じゃ、何で報告したという話になってきますので、ちょっとその辺は、これ以上別に私、追及するわけじゃありませんけれども、やっぱりこういう土壌汚染だとか水質汚染だとか、こういうことに関してやっぱり住民の不安というもので、後出しされるほどやっぱり不安って高まるものかなと思いますので、ちょっと一定報告に関しては基準を設けるなり、議長、委員長とご相談をされるなりというところでご対応いただければなと思います。

以上です。

- ○奥田俊夫委員長 栗山施設部長。
- ○栗山淳彦施設部長 すいません。私の方がちょっと十分説明できていませんでして。六価クロムの水質の超過につきましては、法令基準を逸脱しているというところで速やかに報告をさせていただいているところでございまして、今回の案件につきましては、保健所さんの指導を仰ぎながら、そして、最終的に健康被害が生じないよという結果をもって報告をさせていただいた次第であります。

ただ、今、委員さんからありましたご意見を含めながら、今後さらに周りの住民さんの方々にもご理解いただけるように、基準値の方を明確にしてまいりたいと考えております。

○奥田俊夫委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥田俊夫委員長 それでは、ないようですので、2点目の「クリーン21長谷山における人身事故について」の説明を求めます。

池本施設部次長。

○池本篤史施設部次長 それでは、資料に基づき、「クリーン21長谷山における人身事故について」をご説明させていただきます。

初めに、1、事故概要ですが、事故発生当時に各委員にご報告をさせていただいた内容と重複しておりますが、ご了承ください。

では、(1)発生日時は、令和5年8月11日金曜日の祝日、13時10分頃です。

(2)事故内容としましては、奥山排水処理施設におきまして、原水ポンプの動作確認のため電源を入れて起動スイッチをしたが起動しなかったので、手でVベルトを回したところ、急に動き出し、プーリ(回転体)との間に左手指を挟み、薬指第二関節付近及び小指第一関節付近で切断したものでございます。

ここで、プーリ(回転体)というものについてご説明させていただきます。資料の3ページ、4の当該ポンプのイメージ図をご覧ください。

一般的なイメージになりますが、プーリとは図の左右にある円盤状のものになります。一般的な使用形態としましては、2つあるプーリの片側にモーターを接続し、もう一方のプーリにポンプを接続して使用します。動作としましては、モーターでプーリを回転させVベルト動かし、Vベルトを通じてポンプ側のプーリを回転させ、ポンプにモーターの回転力を伝えるという仕組みになっているものでございます。

では、資料の1枚目に戻っていただきまして、(3)被災者につきましては、50代の男性職員で、事故当時の勤務年数は29年5か月となっています。

(4) 現場状況としましては、当日、当組合職員2名(操作盤担当1名、動作確認担当1名)で、毎週末に定期的に実施します原水ポンプの動作確認のため、稼働中の原水ポンプの操作盤で当該ポンプを停止しております。

その後、Vベルトカバーを取り外し、Vベルトの張りやプーリの回転状況等を手で動作するかを確認しましたが、ポンプ内部の異物等によってポンプが固着し、手でVベルト及びプーリを動かすことができなかったことから、動作を確認するため再度ポンプをVベルトカバーを外したまま起動しましたが、ポンプが回らなかったものです。

その直後、動作確認担当の被災職員がポンプの起動スイッチが入ったままVベルトを手で直接引っ張った際、急にVベルト及びプーリが動き出し、指が挟まりました。被災職員が声を上げたため、操作盤担当職員がポンプを停止させた後、Vベルト切断し、救出に当たったものでございます。

(5) 事項経過につきましては、先ほど説明しました現場状況の内容のとおり、事故が発生したものでございますが、当日の経過としまして、13時10分頃に作業を開始しております。その後、それ以降は救急での記録となります。13時19分に救急要請、13時35分に救急隊が現地に到着し、応急措置がなされています。その後、13時50分に救急隊が出発し、14時30分に京都市山科区にあります救急病院に到着した

ものでございます。また、同時刻、14時30分に警察が現地に到着し、事故現場の状況を確認されています。

続きまして、資料の2ページをご覧ください。

- (6)治療状況としましては、手術によりまして両指は接合できております。2週間の入院を経て、1カ月の自宅療養となっております。その後、被災職員は、令和5年9月25日月曜日に職場復帰しておりますが、現在も通院中となっています。
- 2、原因及び当面の安全対策についてですが、(1)原因につきましては、電源が入った状態でVベルトを手で持ったことが直接的な原因となります。
- (2) 当面の安全対策としまして、当該所属であるクリーン21長谷山における対策としましては、事故の翌週になります令和5年8月14日月曜日及び同15日火曜日にクリーン21長谷山所内において緊急の安全対策会議を実施し、作業手順書の作成、原水ポンプのVベルトカバーに注意喚起のステッカーの貼付及び点検作業時の原水ポンプ稼働確認に使用する近接防止チェーンの設置等の取組を進めたものでございます。

また、組織的な対策としましては、令和5年8月14日月曜日、全所属に対して当該 事故の概要及び安全対策の徹底を通知しており、併せて、運転委託業者に対しても、同 日、安全対策の徹底を周知しております。

令和5年8月17日木曜日には臨時の安全衛生委員会を開催し、事故の現場検証及 びクリーン21長谷山における対策の有効性について協議しております。

この臨時の安全衛生委員会での意見を踏まえ、城陽市消防本部、八幡市消防本部の協力を得まして、応急手当て講習を令和5年10月30日月曜日、11月15日水曜日に全職員を対象に実施しております。

また、令和5年9月5日火曜日から9月13日水曜日の期間で全職員に対して作業 実態調査を実施しており、この結果を踏まえまして労使で意見交換を実施するととも に、全職員に対して安全研修を計画しておりまして、11月実施予定としております。

3、その他としましては、令和5年8月25日金曜日に京都南労働基準監督署に対し 労災発生の届出を提出しております。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。

- 4、当該ポンプのイメージ図につきましては、さきの説明の際ご覧いただいたとおり でございます。ご覧おきください。
- 5、現場写真としましては、まず、左上の写真は、事故が起きた原水ポンプになります。その隣、右上の写真は、その原水ポンプを反対側から撮影したものでございます。左下の写真は、事故の当該機器である原水ポンプを拡大したもので、先ほどご説明した円盤状のプーリを見ていただけると思います。最後、右下の写真は、写真のような状態でVベルトをつかんで動かそうとした状況を再現したものとなっております。

説明は以上でございます。よろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。

○奥田俊夫委員長 以上で説明が終わりました。

質問はございませんか。

中村委員。

○中村正公委員 よろしくお願いします。

ポンプなどの設備機器は、設置してこれは何年たつのか、その間ポンプの更新をまず 行っているのかどうかお聞かせください。

- ○奥田俊夫委員長 池本施設部次長。
- ○池本篤史施設部次長 ポンプ自身ですけども、おおむね1年に1回程度の交換ということで維持管理していたんですけども、昨年度においては交換せずにやっておりましたので、恐らく1年余りはたつと思っております。
 以上です。
- ○奥田俊夫委員長 中村委員。
- ○中村正公委員 ポンプを動かすモーターの部分ですよね。その部分というのはどんな 具合なんでしょうか。
- ○奥田俊夫委員長 池本施設部次長。
- ○池本篤史施設部次長 モーター自身は順調に稼働しておりましたので、それ以上長い期間使っているものになると思います。すいません。ちょっといつ設置したかというのは記録しておりませんで、申し訳ありません。
- **○奥田俊夫委員長** 中村委員。
- ○中村正公委員 このモーターのベルトですけども、この劣化というのはどのような感じなんでしょう。交換が1年ごとということ、そういう認識でいいんでしょうか。
- ○奥田俊夫委員長 池本施設部次長。
- ○池本篤史施設部次長 Vベルトの交換につきましては、基本的に滑ったような異音がしますとか、ばたついたり異常な動きをする際に交換するものでありますので、基本的にそのときはそういうことがなかったので、交換時期ではなかったと考えております。
- ○奥田俊夫委員長 中村委員。
- ○中村正公委員 機械が止まったのは、ポンプ内部の異物等によってポンプが固着し動かなかったというので、スイッチを入れ直したが動かなかったので、Vベルトを引っ張ったら急に動き出したというふうな説明ですが、過去にこのポンプ内の異物が原因で動かなかったと今回のようなことはあったんでしょうか、なかったんでしょうか。

- 〇奥田俊夫委員長 池本施設部次長。
- ○池本篤史施設部次長 これまでもそういう止まったり動きが鈍くなったりすることがありましたので、毎週末に動きの点検をして、動きが鈍ければクエン酸洗浄などを行う、もしくは、どうしても動かなくなったときには交換するというようなことをしておりましたので、過去にもあったと思います。
- **○奥田俊夫委員長** 中村委員。
- ○中村正公委員 その動かなかったときには今回のような手順を踏んだことはやってなかったから、今までは大丈夫だったという、事故はなかったということの認識でいいでしょうか。
- ○奥田俊夫委員長 池本施設部次長。
- ○池本篤史施設部次長 具体的に言うと、電源を入れたまま手を出すことがなかった結果、なかったというふうには考えられるかなと思います。
- **○奥田俊夫委員長** 中村委員。
- ○中村正公委員 この日は金曜日の祝日ですね。これは職員が、点検が毎週末に行われる ということなので、休みの日でも来て点検したということでしょうか。
- ○奥田俊夫委員長 池本施設部次長。
- ○池本篤史施設部次長 週の中にある祝日につきましては出勤の予定はないんですけども、金曜日でありますとか月曜日でありますとかつながる祝日の際は、排水担当として出勤して点検するというふうになっておりますので、2名出勤して対応しておりました。
- ○奥田俊夫委員長 中村委員。
- ○中村正公委員 操作する人と点検する人が2人いるわけですけども、この写真で操作盤とその事故のあったポンプの位置の距離関係とか、操作盤の方がそのポンプのすぐ見えるような状態の距離にあるのかどうか、その辺の状況がちょっとこれでは分からないので聞かせください。
- ○奥田俊夫委員長 池本施設部次長。
- ○池本篤史施設部次長 現場写真の左上の写真をご覧ください。左上の写真の右の方に

四角い白いものが写っていると思うんですけども、そこが操作盤になっております。ちょっと遠近で分かりにくいんですけども、手前にポンプがありますので、それなりの距離では離れておりますけども、全く見えないほど離れているわけではないというふうになっております。

- **○奥田俊夫委員長** 中村委員。
- ○中村正公委員 状況は分かるということですね。まず、奥山排水処理場施設ですが、大分たつんですが、過去にはこういう人身事故というのはなかったんでしょうか。
- **○奥田俊夫委員長** 栗山施設部長。
- ○栗山淳彦施設部長 奥山排水処理としては、私の記憶する限り人身事故はございませんでした。
- **○奥田俊夫委員長** 中村委員。
- ○中村正公委員 確認ですけども、マニュアルがあるわけですが、これはマニュアルどおりに行われた操作だというふうな認識でいいんでしょうか。
- ○奥田俊夫委員長 池本施設部次長。
- ○池本篤史施設部次長 この点検につきまして、点検というものについて作業手順書というものを作っておりませんでしたので、作業の手順としての引継ぎはされていたんですけども、手順書としてはなかったので、今回、作業手順書を作ったということになっております。
- **○奥田俊夫委員長** 中村委員。
- ○中村正公委員 じゃ、今まではもう現場任せという状態であったということですね。これの点検に対するマニュアル、作業指示書はなかったということで、今回この事故が起こってそれを作ったということでよろしいんでしょうか。
- ○池本篤史施設部次長 はい。
- ○中村正公委員 作業開始時間が13時10分で救急要請が19分。9分たっているんですけども、事故発生が何時に起こったのかちょっと分かりませんけども、その事故発生から救急要請までの時間というのはどのぐらいあったんでしょうか。
- ○奥田俊夫委員長 池本施設部次長。

- ○池本篤史施設部次長 作業開始割と直後ということで、10分から19分という間になるかなと思います。
- **○奥田俊夫委員長** 中村委員。
- ○中村正公委員 そうすると、事故が発生して、それから連絡等は、まず第一報はどちらに行ったんでしょうか。救急要請をするまでの間の内容ですね。どんな対応がされたのか。こちらの事務所関係に連絡があって対応されたのか、その現場だけでの対応で救急要請があったのか、その辺はどうでしょう。
- ○奥田俊夫委員長 白井クリーン21長谷山主幹。
- **〇白井祥吾クリーン21長谷山主幹** 事故発生から救急要請、そして搬送までのという ところでお答えさせていただきます。

まず、1時10分頃に作業の方を開始いたしまして、比較的そこから時間は経過していないんですけれども今回の事故が起こってしまったと。その際、まず、もう1人職員がおりましたので、その職員をまず救出して、救出してから現場から、奥山排水処理施設の方からその救出した職員が救急要請の方を行いました。

続いて、奥山排水処理施設、救急隊からしますとちょっと分かりにくい場所というような考えもありましたので、被災職員、それと救出した職員、2名でクリーン21長谷山の方の事務所に戻ると連絡をして、すぐにクリーン21長谷山の事務所へ戻ったところです。戻りまして、当日は祝日ということで、休日の搬入日でもございましたので、クリーン21長谷山の方にも管理係、受付担当ですね、そういった職員と運転担当職員もおりましたので、それら職員を含めて応急処置をして、救急隊の到着を待ったというようなところでございます。

以上でございます。

- **○奥田俊夫委員長** 中村委員。
- ○中村正公委員 現場から直接救急要請されたわけじゃないということですね。
- ○奥田俊夫委員長 白井クリーン21長谷山主幹。
- 〇白井祥吾クリーン21長谷山主幹 救急隊への要請は、奥山排水処理施設、現場から直接要請をしております。
- **○奥田俊夫委員長** 中村委員。
- ○中村正公委員 そうですか。分かりました。

いずれにしても、この処理施設はかなり古いわけで、今後、この奥山の廃止とかということも検討事項にあると思うんですけども、今後、こういう機器の設備の更新だとか、 点検でもたせているのかもわかりませんけども、その辺のことというのはなされる予 定とかいうのはあるんでしょうか。

- 〇奥田俊夫委員長 池本施設部次長。
- ○池本篤史施設部次長 機器の更新等につきましては、これまでも計画的に実施しておりますので、更新時期が来ましたら更新するというような形でさせてもらっております。日常の点検とはまた違う維持管理かなと思っておりまして、基本的には、計画的に必要な経過年数のごとに更新するというような形を取っていると思います。
- **○奥田俊夫委員長** 中村委員。
- ○中村正公委員 今回初めて事故があって、今まではそういう人身事故がなかったということなので、今後、十分注意して、マニュアルも作ったということなので、やっていただきたいなと思います。
 以上です。
- ○奥田俊夫委員長 ほかに質問はございませんか。 辻委員。
- 〇辻 徹委員 失礼します。

関連するんですけれども、マニュアルがなかったというふうなことでございました。 城南衛管の方、いろんな機械があろうかと思うんですけれども、そういった機械のマニュアル、取扱いのマニュアルというのは、職員さんに徹底していただくために、それぞれに作業場にきちんと今現在も置かれているのでしょうか。

- ○奥田俊夫委員長 栗山施設部長。
- ○栗山淳彦施設部長 今回、点検作業ということで、作業手順書というのが存在しなかった。こういう事故があったので、手順書をしっかり作って、そして、今回のあった事例を含めて二度と起こさないようにということで作成はさせていただいています。基本的には、点検作業以外のやつですね。通常の修繕業務なり他の業務についての手順書というのは存在しておりまして、日々各所属の方で、施設の方で日夜手順書を改正したりとか、新たに追加したりとか、そういうことは日々させていただいているところでございます。
- **○奥田俊夫委員長** 辻委員。

- ○辻 徹委員 今ご説明いただきまして安心したんですけれども、突発的なこういった労災事案というのは思いもよらぬところで発生すると思います。職員の皆さん方がけがをなされないように、安全対策について日頃から研修なりご指導なりしていただきますように、要望としてお願いいたします。以上です。
- ○**奥田俊夫委員長** ほかに質問はございませんか。 角谷委員。
- ○角谷陽平委員 1点だけ確認なんですけど、今回この事故に関してですけど、労働基準 監督署の方から、例えば何か関係法令ですね。労働安全衛生法とかの何か違反とかの指 摘とか、現在調査が入っているとか、そんなことはあるんでしょうか。
- ○奥田俊夫委員長 栗山施設部長。
- ○栗山淳彦施設部長 私どもは、労基さんの方に8月25日に届出を出させていただいて、一般的という言い方がどうかは別問題として、労基の方から何かそういう指導なり是正勧告というのは1か月、1か月半ぐらいで大体出るんですけども、今回の事案について労基の方からの現地調査はございませんでした。我々もどう取り扱うのかなということで、労基の方に1度問合せはさせていただいたんですけども、労基さんの方から個別案件についてはお答えできませんという答えでしたので、ちょっと数か月ちょっとたちますので、もしかしたらもうこのままなのかなと率直に思っております。
- ○奥田俊夫委員長 角谷委員。
- ○角谷陽平委員 ありがとうございます。公表事例とかにならなかったからよかったというものでありませんのでね。おけがが出ていますし、正直、言葉は悪いですけども、やっぱりこういう回転するようなもので発生する事故としてはそこまで珍しい事故じゃない、ありふれた事故ですので、やはり点検する際にはもちろんその原動機が動かないようにしとくというのは基本中の基本のことでございますのでね。もしそういった指摘等があったとか調査が入ったということでなかったら安心ということじゃありませんのでね。再発防止、徹底いただければと思います。以上です。
- ○奥田俊夫委員長 ほかに質問はございませんか。 語堂委員。
- ○語堂辰文委員 1ページで、ポンプが回らなかった。先ほど中村委員さんの方からご質問がありました。これまでにその場合には再起動といいますか、そういうことでこられたということですけど、そういう事例というのはこれまであったのかどうか。何回かそ

ういう再起動で動いたのかどうか、また、それを分解されたことがあったのかどうか、 それはどうなんでしょうか。

- ○奥田俊夫委員長 池本施設部次長。
- ○池本篤史施設部次長 これまでも点検において動きが悪いでありますとか動かないというような事案はありましたので、工具を用いて動かすなり、電源を落とした状態ですけども、手で回して動かすというような状態はあったと思っております。以上です。
- ○奥田俊夫委員長 語堂委員。
- ○語堂辰文委員 今、後の方で手で回すということでございましたけど、手袋を装着されていたと、この職員の方ですね。そのことは事実でしょうか。
- 〇奥田俊夫委員長 池本施設部次長。
- ○池本篤史施設部次長 黒いゴム手袋をはめていたというのは事実でございます。 以上です。
- ○奥田俊夫委員長 語堂委員。
- ○語堂辰文委員 この写真で見させていただきますと、恐らくこの右下の写真でこのような形でされたんじゃないかと思うんですが、これは挟まった状態で止められたんでしょうか。それとも、回転して切断というか、そういうことだったんでしょうか。そこはどうなんでしょうか。
- ○奥田俊夫委員長 池本施設部次長。
- ○池本篤史施設部次長 指が挟まった状態で止まっていたというふうになっております。
- ○奥田俊夫委員長 語堂委員。
- ○語堂辰文委員 どういう事態かは大体分かりました。

そこで、2ページの方ですけれども、これまでからそういう場合にはVベルトを手で引っ張るといいますか、そういう状況があったということでございますけど、これについては、現場、あるいは監督されている、あるいはそういう立場の方々から危ないというような情報というか、通報というか、それはなかったんでしょうか。

○奥田俊夫委員長 池本施設部次長。

○池本篤史施設部次長 すいません。Vベルトの動きがスムーズかどうかというところで、つかんで動かすというところで、電源がまず入っていないというのが前提でしたので、今回電源が入っていた結果、止まっていたものが急に動き出したということになっています。Vベルトそのものの間に手を入れるというところの危険性についてはあるかなと思うんですけども、電源を落としていれば挟まることはなかったのかなとは考えております。

○奥田俊夫委員長 語堂委員。

○語堂辰文委員 分かりました。

あと2点ほど聞きたいんですけれども、真ん中のところで、8月17日、臨時の安全 衛生委員会が開催されたということでございます。そこの中に対策の有効性について 協議をされるということですが、この対策の有効性の中身はどんなことなんでしょう か。

○奥田俊夫委員長 池本施設部次長。

○池本篤史施設部次長 対策の有効性ですけども、さきに14日、15日のあたりで緊急の安全対策会議を開きました内容がメインで協議をいただいております。そのほか例えばそのときに出てきました内容としましては、職員、被災職員も含めた心のケアというあたりも必要じゃないかなというあたりも対策として話をされているところです。以上です。

○奥田俊夫委員長 語堂委員。

○語堂辰文委員 大体分かりましたが、こういう問題については、やはり様々な文面で出てくると思いますけれども、動力の関係、それから機器の扱いの関係、大変危険性といいますか、後の方にも出ておりますけれども、そういうステッカーを貼られるとか、あるいは、そこにチェーンといいますか、近接防止ということもされているんですけれども。これ、安全委員会が開かれたということでございますけれども、この中で確認された点についてお願いします。

○奥田俊夫委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 先ほど委員さんの方からありました、まず、作業手順書の作成をやっていきましょうということでありました。また、安全教育についてもやっていきましょうというところです。そして、最後の丸に書かせていただいていますが、全職員に対する作業実態調査をやっていこうということも、この委員会の中で決めさせていただきました。

あと、指差呼称をしっかりやるといった点とか、または設備的における改善ですね。 ベルトを触れずして作動確認ができないかという点について、現場の方で検討しましょうということがございました。

あと、今回の労災事故を受けて、その時期ですね。祝日に発生したと。平成28年度のときが委託業者における腕の切断事故が発生しています。これも祝日のときでした。そういうこともありまして、発生時期や年齢、そして経験年数なんかを過去遡って見てみれば、何かこの一定の原因というか、ある条件下で発生するところが見えてくるのではないのかというような意見等も委員会の方で出されていました。

丸の方にも書かせていただいておりますとおり、応急処置、これをしっかりやりましょうと。講習会をやっていきましょうと。応急に足りるその処置用具ですね、三角巾とか。そういうのが現場にしっかりあるのかどうなのか、それを衛生巡視の中で確認していきましょうということも、このときに委員会の中で確認されたというか、意見が出されて、対応してきたところでございます。

〇奥田俊夫委員長 語堂委員。

○語堂辰文委員 どういう内容で安全委員会をされたかというのは分かりました。

事務系の職場と違いまして、現業のところでは大変危険性が伴うということで、十分注意していただいてもそういうことが起こってくるということなんですが、やはり日頃の注意義務を払っていただくということで、若い方の事故でなくて、この高齢といいますか、年配、ベテランの方が事故に遭われたということで、大変そういう面では皆さんも心配されているんじゃないかと思いますけれども、くれぐれも事故のないようによろしくお願いします。

- ○**奥田俊夫委員長** ほかに質問はございませんか。 徳永委員。
- ○徳永未来委員 今回、2名、現場の作業に当たっていらっしゃったということなんですけれざも、祝日だからということではなくて、毎回これは2名の方が作業に当たっているということでよろしかったでしょうか。
- 〇奥田俊夫委員長 池本施設部次長。
- ○池本篤史施設部次長 平日は3名が奥山排水担当として出勤しておりまして、3名で 実施している。祝日は2名なので、2名で実施したということになっております。 以上です。
- ○奥田俊夫委員長 徳永委員。
- ○**徳永未来委員** 今回、先ほど中村委員からも質問ありましたけれども、事故発生から救

急要請まで9分かかったということで、救急活動とかをしていてなかなかその連絡ができなかったということやと思うんですけれども、クリーン21長谷山まで戻って救急隊が来るのを待ったというふうなこともあるんですけれども、このクリーン21長谷山と奥山排水処理施設の間で連絡を取り合うというふうなものはあるんですか。

- ○奥田俊夫委員長 池本施設部次長。
- ○池本篤史施設部次長 電話がありますので、連絡は取り合えると思います。
- ○奥田俊夫委員長 徳永委員。
- ○徳永未来委員 実際3人でやっていたら、すぐに救急隊を呼ぶ、救急要請ができるとか、そういうふうなことができると思うんですけれども、事故当時は2名の方しか出勤されていないということで、なかなか難しいところだったと思うんですけれども。その手順書というか、今後事故が起こったときに、すぐにほかの方が来てもらうというふうな体制とかを整えていくということもぜひ載せていってほしいなと思います。今回この切断されたところが接合できたということですけれども、時間がたってもなかなか元に戻らないということもありますので、しっかり発生した場合、その後の対応というふうなのもしっかり見ていただきたいなと思います。

日々3名でやっていらっしゃることを2名でするというのは、リスクがあるんじゃないかなとも思いますので、クリーン21長谷山の方に人がいらっしゃるというのであれば、安全面のためについてきてもらうとかということもぜひ検討いただければなと思います。

以上です。

- ○奥田俊夫委員長 要望でよろしいですか。
- ○徳永未来委員 はい、要望です。
- ○奥田俊夫委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○奥田俊夫委員長 ないようですので、続きまして3点目、「グリーンヒル三郷山の過剰 浸出水処理対策工事及び奥山埋立処分地廃止の検討状況について」の説明を求めます。 馬渕グリーンヒル三郷山所長。
- ○馬渕武志グリーンヒル三郷山所長 それでは、資料に基づき、「グリーンヒル三郷山の 過剰浸出水処理対策工事及び奥山埋立処分地廃止の検討状況について」をご説明させ ていただきます。

まず、1、グリーンヒル三郷山の過剰浸出水処理対策工事ですが、近年、気候変動の影響により集中豪雨や大雨が増加しています。埋立処分地では、多量の降雨があった場合に浸出水の発生量が急増することから、浸出水の場外への流出を防ぐため、現状では、埋立処分地内の下流側に設置したポンプで浸出水を埋立処分地の上流側へ返送しています。しかし、今後さらに降雨量が増加することも懸念されることから、より一層有効な過剰浸出水の処理対策について、令和3年度にコンサルタントを活用し検討を行いました。その結果、カバーシート敷設が最も効果的で費用対効果も高い対策であるとの結論に至り、令和5年度にはカバーシート敷設工事の発注に必要となる実施設計業務を行っているところです。

(1)進捗状況ですが、過剰浸出水処理対策報告書を基に、カバーシート敷設の下地となる埋立地の造成設計及びカバーシート設計を実施しました。

2ページの計画平面図をご覧ください。

埋立処分地1万7,000㎡のうち、青色に着色した範囲、約6,200㎡方にカバーシートを敷設し、雨水を埋立地に浸透させずに雨水排水側溝へ排水することで、浸出水量を削減する計画としております。

1ページに戻りまして、カバーシートにより増加する雨水排水量に対しましては、既設の雨水排水側溝の排水能力に問題がないことを確認しております。また、併せて発注図書等の作成を行い、現在は、今後埋立ての進捗状況に合わせて必要となるカバーシート移設計画の作成を進めているところです。

次に、(2) 概算工事費ですが、1,562万円となります。対策案の比較検討時より増加していますが、その理由は、労務費や資材費などが高騰していることに加えて、埋立ての進捗により整地面積やカバーシート枚数が増加したことと、計画平面図に記載していますが、カバーシート上の雨水の流出入を確実に防ぐために、カバーシートの上流部と下流部に小堰堤を設けたことにより、工事費が増加しました。

次に、(3) 工事工程ですが、令和5年度の補正予算において債務負担行為を設定させていただき、令和6年1月に契約、2月から工事に着手し、6月中に工事を完成させる計画としております。

続きまして、3ページの2、奥山埋立処分地廃止の検討状況をご説明させていただきます。

まず、(1)埋立処分地の状況でございます。

奥山埋立処分地は、昭和48年度から一般廃棄物の埋立処分を開始し、平成13年度で埋立てを終了した一般廃棄物最終処分場であり、現在は廃止までの間の維持管理を行っております。

最終処分場の廃止は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る 技術上の基準を定める省令で規定されている廃止基準を満たす必要がありますが、埋立て終了から20年以上経過した現在も廃止基準がクリアできていない状況となっています。

次に、(2)廃止の検討でございます。

令和4年度に奥山埋立処分地の廃止に向けた検討業務をコンサルタントに委託し、 埋立処分地の現状把握を行った上で、有識者の技術助言を得ながら、今後の対策につい て取りまとめております。

検討業務の報告書及びその概要版をお手元に配付させていただいております。

検討業務の結果、埋立処分地の廃止基準のうち、浸出水の水質及び埋立ガスの発生の 2項目が課題となっており、資料下部の表に状況と対策を記載しております。

まず、1つ目の課題である浸出水の水質については、2年以上排水基準を満たすことが廃止基準となっています。しかし、通常、最終処分場は廃棄物処理法での規制を受けますが、奥山埋立処分地は廃棄物焼却施設であるクリーン21長谷山と同じ敷地に設置されていることから水質汚濁防止法の規制も受け、クリーン21長谷山と同じ厳しい排水基準が適用されているため、現状の排水基準では浸出水が廃止基準を満たすことが困難な状況となっています。そのため、浸出水の水質対策と同時に排水基準値の見直しを行う必要があります。

検討報告書概要版の10ページに排水基準の見直しについて記載しておりますので、 ご覧ください。

4.3.2、長谷川及び木津川への影響の想定の2段落目に排水基準を見直した場合の放流先である長谷川及び木津川への影響について記載しており、見直しによる影響は小さいことを確認しています。また、2段落目4行目の最後、「栄養塩類の1つ」と記載しているところから排水中の窒素量の増加の影響について、3段落目、「また、現有施設の排水処理に」と記載しているところから塩素量の減少について記載しております。

見直し項目の1つである窒素は、生き物の栄養となる栄養塩類の1つですが、近年、瀬戸内会の海水がきれいになり過ぎて栄養が不足し、養殖ノリの色落ちが見られる等の影響が出ているため、これまで排出を減らしてきた窒素等の栄養塩類を管理しながら流せるように法改正がされていることや、現行の排水基準をクリアするために使用している塩素系の滅菌剤による河川に対する負荷が低減できる等の環境によい影響についても報告されております。

今年度、排水基準の変更による環境への影響を調査する生活環境影響調査を実施し、環境への影響について問題がないことを確認した上で、排水基準値の変更を行っていきたいと考えております。

戻りまして、2つ目の課題である埋立ガスの発生については、ガスが発生しない、または2年以上増加しないことが廃止基準になっています。埋立処分地からのガスの発生量は、令和4年度からガス発生量の測定を開始しておりますが、ガスの発生量は天候や気圧などにより変動するため、引き続き定期的に測定を行い、ガス発生量の傾向を把握した上で必要な対策を検討することといたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○奥田俊夫委員長 以上で説明が終わりました。

質問はございませんか。 中村委員。

○中村正公委員 まず、グリーンヒル三郷山の方ですが、これを見ると、カバーシート敷

設面積が6,200の、雨水に上流のシートのない埋立場のこの雨水が、カバーシートをして雨水放流しますよね。そこに上流の部分の雨水の排水が混ざることはないのか、混ざってもいいのかどうか。

- ○**奥田俊夫委員長** 馬渕グリーンヒル三郷山所長。
- ○馬渕武志グリーンヒル三郷山所長 雨水の排水なんですけども、埋立地に関しては、現 状も埋立処分地に降った雨が埋立処分地の上を流れて、その雨水については側溝を通 して下の防災調整池の方に流れていますので、現在流れているその雨水側溝排水に今 回シートで除去した雨水についても流すという工法になります。
- **○奥田俊夫委員長** 中村委員。
- ○中村正公委員 それによってかなり量的には減るということなんですよね。それでこの方法を取ったという認識ですね。
- ○奥田俊夫委員長 馬渕グリーンヒル三郷山所長。
- ○馬渕武志グリーンヒル三郷山所長 埋立地に雨が降って埋立処分地に浸透すると浸出水になってしまいますので、上部にシートをすることで浸透する量を削減して、浸出水の量を削減するというふうに考えております。
- **○奥田俊夫委員長** 中村委員。
- ○中村正公委員 カバーシートをした上流の方の埋立て場所がありますが、カバーシートしたところというのは、説明にもありましたが、カバーシート敷設計画の作成とあるように、まず上流の部分を埋立てして、カバーシートはまた移動するという、そういう工法なんでしょうか。
- ○**奥田俊夫委員長** 馬渕グリーンヒル三郷山所長。
- ○馬渕武志グリーンヒル三郷山所長 カバーシートについては、現在、埋立て進行中の埋立処分場に敷設しますので、シートをしたところは今後しばらくは埋立てをせずに、シートをしてないところで埋立てを進めていくと。そして、その埋立てしているところの形状がまたシートを移設する形になれば、このカバーシートを移設して、その次はシートをしてあったところに埋立てをしていくというふうに考えております。
- **○奥田俊夫委員長** 中村委員。
- ○中村正公委員 ありがとうございます。

工事費が出ていますけども、そのカバーシートというのは移設して同じもので、耐用 年数はどんなふうに考えたらいいんでしょうか。

- ○奥田俊夫委員長 馬渕グリーンヒル三郷山所長。
- ○馬渕武志グリーンヒル三郷山所長 カバーシートの耐用年数につきましては、メーカーのデータなどから5年程度と考えております。
- **○奥田俊夫委員長** 中村委員。
- ○中村正公委員 カバーシートを5年とすると、新しくするところは新しいシートを張るということですよね。上の方の上流部分の埋立てがある程度終わって、そこにカバーシートを移設とありますけども、新しいシートを張るということですね。5年間ということで、5年ぐらいの耐用年数について。
- ○奥田俊夫委員長 馬渕グリーンヒル三郷山所長。
- ○馬渕武志グリーンヒル三郷山所長 カバーシートの耐用期間というのは、天候や使用 状況などによっても変わりますので、定期的にシートの点検を行って、その状態を見極 めて更新時期を検討したいと考えております。その更新の時期と移設の時期が重なれ ば、またそのときにシートも更新になりますけども、移設する時期よりも先にシートの 破損が広ければ、シートだけの更新ということになり得ると考えております。
- **○奥田俊夫委員長** 中村委員。
- ○中村正公委員 そうすると、その都度、基本的にこのぐらいの金額、面積にもよりますけども、発生するというふうに考えていいんでしょうか。
- ○**奥田俊夫委員長** 馬渕グリーンヒル三郷山所長。
- ○馬渕武志グリーンヒル三郷山所長 今回、整形埋立地の造成とシートの敷設も合わせて1,500万円ほどになっておりまして、シートの更新だけであれば、そのうちのカバーシート代、数百万円程度になるというふうに考えておりますけども、造成も含めればこの金額に近くなるということが考えられます。
- ○奥田俊夫委員長 中村委員。
- ○中村正公委員 三郷山の方はありがとうございます。

続いて、奥山埋立処分場の質問をさせてもらいますが、この埋立処分場の廃止という ふうにありますけども、そのことによって排水処理施設もなくなると。処理はしなくて いいということなんですよ。処理施設の状態はどうなるんでしょう。

- ○奥田俊夫委員長 川戸施設課長。
- ○川戸辰也施設課長 埋立処分場の廃止というのは、埋め立てられた廃棄物が中で分解処理なんかが進んでいって一定落ち着いた状態、これ以上処理が必要ないという状態になったというところでございますので、おっしゃるとおり、浸出水、水についても雨水と同じ取扱いというふうに法律上はなりますので、基本的には処理というのは必要ないと考えております。
- **○奥田俊夫委員長** 中村委員。
- 〇中村正公委員 分かりました。

今のこの基準の見直しですけども、現状では廃止基準を満たすことが困難な状況ということですが、現状の基準と排水の基準には、この頂いた方には分かりませんけど、どのぐらいの基準値の開きがあるんでしょうか。

- 〇奥田俊夫委員長 川戸施設課長。
- ○川戸辰也施設課長 すいません、先ほどの報告書の概要版の10ページをご覧いただきたいのですが。そこに表4-3というのがございまして、それの左から3つ目、維持管理基準、こちらの方が今現状の基準というふうになっております。その右側が基準省令であるとか水質汚濁防止を国の基準ということになりますので、そのあたりが差があるというところでございます。
- **○奥田俊夫委員長** 中村委員。
- ○中村正公委員 説明にもありましたように、この厳しい基準が該当しているのは、クリーン21長谷山と一体ということでそういうふうになったということで、最初からこういう厳しい基準という認識でいいんでしょうか。
- 〇奥田俊夫委員長 川戸施設課長。
- ○川戸辰也施設課長 なぜそのような厳しい基準になったかというところかなと思います。

まず、クリーン21長谷山の建設を計画する段階ですけども、奥山埋立処分地はそれより以前からあったというところなんですけれども、こちらの浸出水も、クリーン21長谷山の排水処理設備で処理した上で、極力場内で利用して放流を少なくするという計画をしておりました。要は奥山埋立処分地の水は全てクリーン21で処理しようというような当初の計画がございました。

その後、その水の状況を確認する中で、やはりちょっとなかなか思ったように減らないというようなことがございますので、やはり奥山の排水処理を継続して動かして個別で水を処理するということを検討し直したというところになっております。その中で、一旦クリーン21長谷山につきましては、厳しい基準を設定して計画をしておりまして届出もしておりましたので、再稼働に当たってもそちらの基準に合わせていくというようなことから、厳しい基準となったというところでございます。

○奥田俊夫委員長 中村委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。大体それは分かりましたけども。

埋立処分地のこの表の下に※印である維持管理基準の見直しであって、放流水の基準は変更しないというふうにありますが、これはそういうことで、放流水は今までのままの基準でという意味ですね、書いてあるのは。

〇奥田俊夫委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 要は改正基準とこれ、どう違うかというところですけども、ここで書いている排水基準というのは、施設個別で持っている廃棄物処理法に基づく維持管理の基準という意味合いの排水基準というふうにさせていただいていまして、放流水というのは、その事業場全体から出る水質汚濁防止法に基づく排水というのが放流水という意味合いで書かせていただいております。

通常、最終処分場は廃掃法のみが適用されますので、廃棄物処理法の維持管理の基準の排水基準とその敷地から出る放流水、水濁法の放流水というのは同じ水ということになりますので、排水基準イコール放流水の基準というふうになります。しかし、奥山埋立処分地は、敷地内にクリーン21長谷山、焼却施設の方があるというところで、敷地全体が水質汚濁防止法の特定事業場という位置づけになりまして、そこの敷地から出るものは水濁法の放流水の基準が適用になるということでございます。

廃止の基準といいますのは、この廃棄物処理法の方の施設個別に課せられている基準値を守りなさいということになりますので、廃止の基準としては一旦緩めるというか、基準を変更するということになりますが、廃止が終わるまではその水濁法、敷地全体から出る水の基準として規制がかかりますので、その基準は放流水の基準として守っていくという意味合いで書かせていただいているというところでございます。

○奥田俊夫委員長 中村委員。

○中村正公委員 廃止に向けた課題として、概要版を見ると、埋立ガスと浸出水の。埋立ガスの方のこの廃棄物槽内環境を好気的状態にすることが必要という、こういうふうにやるにはどんなことが工法とか考えられるのか。もう一つは、浸出水の方もそうですが、水質の改善のためには浸出水の内部貯留量の削減が必要であると。2つともどんな方法が今の時点で考えられるのか教えてください。

- ○奥田俊夫委員長 川戸施設課長。
- ○川戸辰也施設課長 まず、好気的という意味合いですけども、最終処分場内の埋め立てられた廃棄物というのは、微生物の働きによって分解がされて一定落ち着くところまで持っていくというところなんですけども、それは空気がある状態で働く菌によって作用していくというところになりますので、なるべく処分場の中に空気を送り込んで上げることによって、その菌が活発に動いて分解が進んでいくということになります。ですので、この好気的というのをするためには、例えばですけど、処分場内に水がいっぱいしみ込んで、水がどこかで滞水している状態だと、幾ら空気を送り込んでもその菌のところに空気が行き届かないということになりますので、なるべく処分場内の水を排出してあげるような取組であるとか、あとは、空気を送れるような例えばガス抜き管を設置するであるとか、そういったことが対策として考えられます。

水の改善というのも同様でして、中で分解作用なんかがきれいに起こらないといつまでたっても廃棄物の状態が安定しないので、水が悪い状態が続いてしまうということになりますので、こちらもガスと同じように空気を送るなどして、分解がうまく進んで安定するように持っていってあげるというのが一定の対策になるかなと考えております。

- **○奥田俊夫委員長** 中村委員。
- ○中村正公委員 ありがとうございました。
- ○奥田俊夫委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥田俊夫委員長 ないようですので、4点目の「事業系一般廃棄物について」の説明を 求めます。

川戸施設課長。

〇川戸辰也施設課長 それでは、資料に基づきまして、「事業系一般廃棄物について」を ご説明させていただきます。

初めに、1、現状及び課題でございます。

まず、(1)ですが、廃棄物処理法では、一般廃棄物の収集運搬については、市町村が行う以外は、排出者自ら運搬する方法と市町村から収集運搬の許可を受けた業者である許可業者が運搬する方法が認められております。

資料中ほどの廃棄物の体系図をご覧ください。

廃棄物は家庭から出る家庭系ごみと事業活動により生じる事業系ごみに分類されます。家庭系ごみは全て一般廃棄物となりますが、事業系ごみは金属類やプラスチック類

などの法令で定められた廃棄物が産業廃棄物であり、産業廃棄物以外の廃棄物が事業 系一般廃棄物に分類されます。

- (2)ですが、組合管内の事業所から排出される一般廃棄物である事業系一般廃棄物 については、その大部分を許可業者が収集し、組合の処理施設へ運搬しております。
- (3)ですが、事業活動に伴い排出される廃棄物について、金属類やプラスチック類等の不燃物は産業廃棄物に分類されるため、事業系一般廃棄物の大部分は可燃ごみとして焼却施設であるクリーン21長谷山へ搬入されております。
- 次に、(4)ですが、クリーン21長谷山では、許可業者が運搬する事業系一般廃棄物の不適正搬入を防止するため、抜き打ちで搬入される廃棄物の中身を確認する展開検査を実施しております。この展開検査では、プラスチック等の産業廃棄物が多量に混入するなどの不適正搬入が多く見られましたので、令和3年度からは展開検査の頻度を従来の月1回程度から週1回程度に増加させる対策を行っておりますが、依然として産業廃棄物の混入が多く見られる状況となっております。
- また、(5)ですが、産業廃棄物は排出者の業種により限定されているものがございます。例えば食品残渣等の厨芥類は、食品製造業から排出された場合は産業廃棄物に、スーパーなどの小売店から排出された場合は一般廃棄物に分類されます。そのため、展開検査を適切に実施するためには、そのごみがどの事業所から排出されたのかを把握する必要があります。

次に、2、対策及び条例等の改正でございます。

- (1)ですが、許可業者が収集している事業所を的確に把握するため、継続的に搬入 している許可業者に対して収集先の一覧を含む搬入申請書の提出を求めることとし、 その手続を定める自己搬入廃棄物取扱規則の改正を行いたいと考えております。
- また、(2) のとおり、現在の自己搬入廃棄物取扱規則に許可業者への手続を追加することから、名称を搬入廃棄物取扱規則に改正し、同規則名を引用している城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例及び関係規則についても、文言整理とともに改正を行いたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○奥田俊夫委員長 以上で説明が終わりました。

質問はございませんか。 語堂委員。

- ○語堂辰文委員 1点だけお聞きします。(4)、月1回とされていましたけれども、あまりにも産廃が多いということで、頻度を上げていただいて週1回ということでございます。それで、これまで、月1回のときには大体展開件数は何件されて産廃が何件あったのか、それから、現在は週1回と増加させていただいているわけでございますが、この場合、何件に対してこの産廃があったのか教えていただけたらと思います。
- ○奥田俊夫委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 すいません、令和3年以前の月1回の詳細なデータを手元に持ち合わせておりませんが、大体月1回やった場合に、1日にできるのが多くて3台、4台というとこになりますので、年間でいうと30から40ぐらいまでになるかなと考えております。

週1回の場合なんですけども、令和3年、4年で大体200件以上できておりますので、年間だと、今のところは100件程度の展開検査をできるということになります。

○**奥田俊夫委員長** 語堂委員。

○語堂辰文委員 展開検査、月1回の場合でしたら大体月三、四回ということでございますが、いわゆる搬入車の台数になるんじゃないかと思うんですけれども。これでいきますと、その産廃は何台といいますか、何件あったのか。それから、今、週1ということで200件ということでございますが、これについては概ね産廃は何台ぐらいになるのか、何回ぐらいになるのか教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○奥田俊夫委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 すいません、展開検査の結果につきまして、令和2年以前の詳細なデータは今持っておりませんが、この3年、4年の結果を見ておりますと、全てが産廃でというわけではなくて、一廃ではあるけれども処理施設には不適合なものというものも含めて考えておりますが、大体令和4年の実績でいうと9割程度は何らかの指導が必要、1割ぐらいは適正であって、9割程度が何らかの指導が必要な状況というところになっております。

内容にいたしましても、軽度なものからちょっとひどいなというものまで当然ございます。指導する場合は大体4つに区分を分けておりまして、おおむね良好である場合を適正搬入という形でしておりまして、不適物が多く見られるなというものについては、現場指導という形で搬入するドライバーに注意を行うというような指導をしております。また、搬入不適物が著しく多いというものは搬入業者指導としまして、許可業者の責任者に注意を行うということを行っています。また、搬入業者指導、この中で排出者が特定できるなと。どこのごみだと分かるという場合は排出者指導ということにさせていただいて、排出されている業者さんにも指導を行うと。

こういう区分を設けておりますが、適正搬入と言われるのが大体1割ぐらい、4年度は1割ぐらいしかなかったというようなものになっております。

○奥田俊夫委員長 語堂委員。

○語堂辰文委員 搬入の適正が、1割程度ということでございます。これ、軽度のもの、 重度のもの、いろいろあるんですけれども、この軽度のものを含めて、これは当然のこ とでございますが、展開検査の結果で、軽度のものも含めてそれぞれの業者の方が処分 場に持っていかれるということでしょうか。その確認でございます。

- ○奥田俊夫委員長 川戸施設課長。
- ○川戸辰也施設課長 展開検査で出ました産業廃棄物については、当然一廃である当組合の処理場では処理できませんので、お持ち帰りいただいて産業廃棄物として処理していただくように指導をしております。
- ○語堂辰文委員 分かりました。
- ○奥田俊夫委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥田俊夫委員長 ないようですので、5 点目の「新事務所棟建設工事の進捗状況等について」の説明を求めます。

杉崎事業部理事。

○杉崎雅俊事業部理事 それでは、お手元の資料に基づきまして、新事務所棟建設工事の 進捗状況と関連事項につきましてご報告をさせていただきます。

資料は写真含めて両面2枚で、1枚目の1の新事務所棟建設工事、(1)工事・施設の概要でございます。

工事の場所は宇治折居18番地、クリーンパーク折居の敷地内でございます。工期につきましては今年度末の令和6年3月31日まで、規模・構造につきましては、事務所棟は鉄筋コンクリート造り、地上2階建て、工場と2階部分を連絡通路で接続いたします渡り廊下につきましては、鉄骨造り、建築面積につきましては記載のとおりとなっております。

庁舎の主な機能でございますが、1階には、住民の皆様に利用いただきますエントランスホール、受付、リユースコーナー、研修コーナー、オープンラボ、工房作業室、キッズスペース等を設けまして、住民の皆様との協働、環境学習の機能を担います。そのほか、書庫等を設置しております。

2階につきましては、事務所の機能として、事務室、議会の開催にも使用いたします 大会議室、小会議室、各個室、ミーティングスペース、電算室を配置し、また、屋上デッキからクリーンパーク折居へ接続いたします渡り廊下につきましては、安全な動線 で工場の見学を行っていただく予定といたしております。

- (2) 工事の進捗状況でございますが、裏面の工事写真も併せてご覧ください。
- 10月の末時点でございますけど、工事の出来高は36.6%、ほぼ計画どおりとなっております。

裏面の下の写真、2階と屋上部分の写真でございますが、1階のコンクリートの躯体 工事を完了いたしまして、2階と屋上の型枠、オレンジ色は型枠でございますが、あと、 鉄筋の施工をいたしまして、コンクリートの打設の準備を行っております。 クリーンパーク折居と接続する渡り廊下につきましては、上の写真のブルーシートで養生している部分、渡り廊下の柱というか、橋脚の部分になりますが、こちらの掘削工事が完了いたしまして、橋脚基礎のコンクリートの打設の準備を行っているところでございます。

今後、建築主体工事の進捗に伴いまして、分離発注をいたしました電気設備及び機械 設備工事の工程調整を進め、安全に十分留意をいたしながら工事管理を図ってまいり たいと思います。現在の工事工程では、令和6年3月の工期どおりの完成見通しとなっ ております。

1ページの中段に戻っていただきまして、2の組合規約の改正でございます。

建物の3月の完成後、附帯設備の設置なり事務用品備品等の設置、引っ越し等を行いまして、新事務所棟への移転・供用開始は令和6年7月の予定といたしております。

これに伴いまして、組合規約第4条に組合の事務所の位置を規定しておりまして、これの改正が必要となり、地方自治法第286条第1項第8号の規定により、構成市町議会の議決をお願いいたしまして、京都府知事に届出をする予定といたしております。組合の事務所の位置をここ八幡沢から折居エリアの宇治折居に変更させていただくものでございます。

3、その他ですが、本定例会閉会日に提案予定の令和5年度一般会計補正予算において、新事務所棟への引っ越し移転業務に係る債務負担行為の限度額の設定をさせていただきまして、契約を整えた上で、本年度から移転の準備を進めていきたいと考えております。執行の予算につきましては、令和6年度の計上でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○奥田俊夫委員長 以上で説明が終わりました。

質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥田俊夫委員長 ないようですので、6点目の「し尿処理手数料の改定について」の説明を求めます。

山田業務課長。

〇山田貴士業務課長 それでは、「し尿処理手数料の改定について」のお手元にあります 資料に基づきましてご説明いたします。

まず初めに、1、経過でございます。

令和5年2月6日、7日につきましては、6日の総務常任委員会、7日の廃棄物(ごみ・し尿)処理常任委員会におきまして、長年にわたり改定していなかったし尿手数料につきまして、平成30年度以降のし尿処理から下水道排水への処理方式の転換をはじめとしまして、し尿収集運搬業者の協同組合化、し尿収集運搬委託企業の転廃業助成金の終了等により、今後はし尿の処理経費が極端に変動する要素がなくなり、安定していくことが見込まれる状況となりましたことから、し尿手数料の改定の在り方を整理

し、受益者負担率の考えを導入する手数料の見直し案をご報告させていただいたところであります。

また、7月19日、組合新議員研修会におきましても、同じくご報告したものであります。

なお、ご参考といたしまして、「し尿に係る処理手数料の見直しについて」を別とじ し添付しております。

次に、2月27日につきましては、し尿処理手数料の改定は構成市町の分担金にも影響するため、し尿処理手数料改定案についての当組合の考え方をお示しするとともに、受益者負担率の妥当性、減免制度の実施、手数料の改定時期等について構成市町に意見照会を行ったところであります。

その後、3月31日には全ての構成市町から回答をいただきましたが、処理手数料の改定案についての反対意見等はございませんでしたことをご報告いたします。

次に、2、改定案でございます。

それぞれの区分における現行の手数料と改定後の手数料を表にまとめお示ししております。家庭系は1世帯月額750円を900円に、事業系は90 ℓ までごとに1,100円を1,300円に、自己搬入につきましては、1,800 ℓ ごとに1万5,000円を1万9,900円に改定させていただく内容となっております。

次に、3、減免制度でございます。

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例及び規則に減免に関する規定がございます。現行の減免制度は、生活保護世帯を対象とし、月額270円の減額を行っておりますが、改定後は、同じく生活保護世帯を対象に月額300円を減額する減免制度といたします。

次に、4、改定時期でございます。

改定時期につきましては、令和6年4月1日以降の請求分から新料金が適用されます。

具体的にご説明しますと、家庭系におきましては、2月、3月に収集したものから新料金が適用され、また、事業系につきましても、定期収集されるものにつきましては、家庭系と同様に、2月、3月に収集したものから新料金が適用されます。なお、事業系のうち、仮設トイレ等の臨時的に収集するものや自己搬入につきましては、一回一回収集するごとに料金を請求していることから、4月1日以降に請求する分から新料金が適用させていただくこととなります。

最後に、5、今後の予定でございますが、11月29日の定例会の閉会日におきまして、し尿手数料を定めております城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例を改正する条例を提案させていただく予定としております。また、併せて、減免額を定めております城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する規則を改正する予定としております。

説明につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

○奥田俊夫委員長 以上で説明が終わりました。

質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥田俊夫委員長 特にないようですので、以上をもちまして、本日の議題は終了いたしました。

なお、本日の委員会の発言については、速記録を点検し、不適切な発言等がありました場合、委員長において精査をいたしますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、廃棄物 (ごみ・し尿) 処理常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時37分閉会